

令和7年度 第5回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和8年3月25日（水）午後1時30分から午後3時00分まで

場 所：文京シビックセンター24階 第一委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 令和7年度文京区高齢者等実態調査報告書について
- (2) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金における令和8年度（見込）及び令和7年度の評価結果及び交付額について
- (3) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定状況について
- (4) ケアプランデータ連携システム活用促進事業について
- (5) 令和8年度高齢者あんしん相談センター運営方針について
- (6) 高齢者あんしん相談センター駒込の運営法人の変更について
- (7) 車いすステーション事業の本格実施について
- (8) 令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託事業者名簿への登録について
- (9) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡公一委員長、飯塚美代子副委員長、今井瑠璃、萩野礼子、新井悟、後藤紀行、宮長定男、瀧口美千代、諸留和夫、大橋久、石樵さゆり、小倉保志、細谷富男、片井健友、岩波康人

<事務局>

篠原福祉政策課長、瀬尾高齢福祉課長、鈴木地域包括ケア推進担当課長、

佐々木介護保険課長、佐藤事業者支援担当課長、大武健康推進課長

<傍聴者>

1人

1 開会

平岡委員長：それでは、令和7年度第5回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

<鈴木地域包括ケア推進担当課長より、出欠状況報告、配布資料の確認>

2 議事

平岡委員長：議題（1）「令和7年度文京区高齢者等実態調査報告書について」事務局から説明をお願いいたします。

<佐々木介護保険課長より、資料第1号及び資料第1号別添の説明>

《意見・質問なし》

平岡委員長：議題（2）「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金における令和8年度（見込）及び令和7年度の評価結果及び交付額について」、事務局から説明をお願いいたします。

<佐々木介護保険課長より、資料第2号の説明>

平岡委員長：ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見ございますか。

飯塚副委員長：非常に聞きなれない項目ですが、令和7年度において、地域包括ケアシステムの中で文京区が一番力を入れたところというのは、どういうところ

ろでしょうか。

佐々木介護保険課長：基本的には、地域包括ケアの推進ということで、介護予防などの高齢福祉課で行っている事業です。文京区は介護予防の事業でも先進的なものやってきましたが、国の評価指標に合わせた表現が足りていない現状がありました。そのため、今後は文京区として、介護予防事業を着実に進めることで評価が高く出てくると思います。

飯塚副委員長：全国統一の国が作った評価表があるんですね。分かりました。

平岡委員長：宮長委員、どうぞ。

宮長委員：資料第2号によると、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の目的は現在も同じであるのかについて、1点伺いたいです。それから、保険者機能強化推進交付金の目的について、「持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする」という、非常に広い意味ですが、これは具体的にどういふところに使うべきかという意味なのか例を教えてください。

佐々木介護保険課長：交付金の目的は、開始時から大きくは変わってございません。

それから、保険者機能強化推進交付金の目的である「持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする」というのは、例えば当委員会や地域ケア会議を行っているか、ということです。令和7年度は当たり前に行っていることとして、自己評価を低くしてしまうものもありました。しかし、特に、国からの交付金が保険料率に影響する面もあるため、正当な評価につながるよう、区として行ってきた実績を評価する必要があると認識を改めたところです。

宮長委員：この財源は額としては大きなものではないので、大きな事業をやるといふのは大変だと思いますが、この財源に加えて一般財源や都区財政調整財源を根拠として事業を行うことは可能でしょうか。

佐々木介護保険課長：今回の財源自体は特別会計に組み込むという、資料第2号にも記載させていただいているとおりですが、事業そのものは一般財源も含めて行うことは可能です。

宮長委員：先ほど実態調査報告書の説明をされたときに、防災対策をしっかりと行うという話がありました。都内グループホームからは、事業継続計画（以下、「BCP」という。）の制定を含めて、実践的な訓練を行い、備蓄品もちゃん

とそろえるには事業所の財政的な負担がとて大きいため、少しでも援助してもらえないのかという要求が多数出ています。

災害時における福祉避難所の開設については、実際には4日という目安では困難であり、1週間から10日程度を要しているのが実情です。そのような状況下で、認知症のある一人暮らしの方が被災された場合、グループホームが地域と連携し、受け入れを行う役割が非常に重要となっており、施設と町会で協定を結び、このような対応を行っているところです。しかしながら、こうした方々を受け入れるための備蓄品などの準備には、かなりの費用負担が生じています。そこで、交付金などを、こうした備蓄費用や関連活動への補助として活用できないか検討いただきたいという思いがあり、今回質問させていただきました。

佐々木介護保険課長：今のご意見は、まさにそういったところが課題であると認識しております。我々としましても、防災部門と福祉部門の連携強化や、災害時にいかに安全に対応していただくかという点を意識しております。つきましては、今回もご意見を参考にさせていただき、今後、様々な施策を検討していく所存です。貴重なご意見、誠にありがとうございます

平岡委員長：最初の質問で交付金の使途がどうなっているのかというご質問でしたが、このご説明だと、介護保険事業特別会計に充当して、この会計で使えるものは自由に使っていいという形になりますか。

佐々木介護保険課長：基本的には事業に直接紐づいて、介護保険事業特別会計の中で使用します。今回の交付金は介護保険事業特別会計で管理します。ただし、関連する事業は一般財源も組み合わせて行うこともございます。

平岡委員長：ありがとうございました。今回当委員会に報告いただき、積極的にこの交付金を活用するために、今後の取組を評価につなげていけるような形にしたいという説明だったと思います。

それでは、議題（3）「指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜佐藤事業者支援担当課長より、資料第3号の説明＞

《意見・質問なし》

平岡委員長：議題（４）「ケアプランデータ連携システム活用促進事業について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜佐藤事業者支援担当課長より、資料第４号の説明＞

平岡委員長：ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

宮長委員：資料第３号、「居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所向けの説明会等の実施」の事業内容について、経済的負担の軽減のために何かこの制度導入に当たって、具体的な補助はありますか。

佐藤事業者支援担当課長：通常、ケアプランデータ連携システム（以下、「データ連携システム」という。）を使う際は利用料がかかりますが、現在、厚生労働省が行う施策によって、無料で利用いただけます。その部分で、経済的負担を軽減に取り組んでおり、令和８年度も引き続き、国では負担軽減を図ると聞いておりますので、区としてもそういったところを、要望していきたいと考えています。

他にも、今後、文京区でできることについては引き続き、各事業者と一緒に検討していきます。

平岡委員長：そのほか、いかがでしょうか。

諸留委員：実際、データ連携システムは、区役所の職員が実情を見て導入を進めているのでしょうか。効率化といってもかえって負担になってしまうことも考えられます。担当の方が実際に目で見て確認して行うほうが良いと思います。

佐藤事業者支援担当課長：現在、FAXや郵送の紙のやり取りという形ですので、データ連携システムの導入完了までは、紙とデータ連携という２種類の手間がかかってしまう負担は、確かにあります。ただし、国は全体の30%の事業所がデータ連携システムの導入をすると、軽減を感じられると示しているというところではあります。

令和５年度から、他区では、既に導入の支援というのを行っておきまして、文京区では東京都の補助金を使用し、令和７年度後半から令和８年度という形で実施します。他自治体からはデータのやり取りの軽減を図ることによって、利用者

との対話や支援に時間が割ける、ケアプラン作成上限数の緩和に繋がるといったメリットがあると伺っています。文京区内全ての事業所に導入するという事ではないですが、導入を検討している事業所があれば、支援を行う委託業者に相談を乗っていただく事業です。事業者が困っていることを伺い、改善も図っていきたいと思っています。

平岡委員長：それでは、岩波委員、お願いいたします。

岩波委員：私もデータ連携システムを1回使用したのですが、このほかにもMCSというツールの使用などもあり、ITリテラシーの偏りやデジタルデバイドに陥っていると感じます。事務負担等についても分かるような形で説明いただき、全員が使えるように進めていただきたいと思います。

佐藤事業者支援担当課長：いただきました意見を踏まえ、委託事業者による説明会等を行いたいと考えています。

また、システムやツールの乱立は、今はまさに過渡期だと認識しております。国は現在、介護・医療連携を含む壮大な介護情報基盤の整備を複数年かけて進めており、区の介護保険システム情報もそこに繋がる予定です。

このデータ連携システムも、将来的にはこの介護情報基盤の一部となります。現状は連携不足による二度手間等が生じているかと思いますが、その先にはデータ連携による大幅な効率化と、より効果的な対応を目指しています。

事業者支援担当として、こうした国の大きな方向性を事業者にお伝えし、ご理解を深めていただけるよう努めてまいります。貴重なご意見、ありがとうございます。

平岡委員長：では、議題（5）「令和8年度高齢者あんしん相談センター運営方針について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第5号の説明＞

平岡委員長：ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

官長委員：包括的な支援や重層的支援とあって、対応が非常に難しくなっている。特に資料第5号には介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野における関係機関と協働するとあります。一番心配するのはその中核に位

置する高齢者あんしん相談センター（以下、「あんしん相談センター」という。）のスタッフの環境です。スタッフ確保の問題やスタッフに対する指導、教育体制について教えていただければと思います。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：まさにご指摘のとおり重層的支援体制整備事業が始まり、つながる窓口として連携を行っておりますが、複雑な問題が多数あると我々も感じています。

あんしん相談センターのスタッフ確保について、区民何人に一人配置するという国の指針以外にも見守り相談窓口体制など他機能も求められており、厳しい状況です。

あんしん相談センターとの連携体制について、毎月センター長会及び連絡会等を行っております。その際、課題の共有や意見を伺っております。相談件数の増加や複雑化の現状は区としても感じており、今後も検討していきたいと感じております。

平岡委員長：本日はあんしん相談センターのセンター長、お二人に来ていただいているので、具体的な取組状況の説明をお願いします。

小川原センター長：最近はかなり複雑多様化してきている相談内容になっています。そのため、高齢者だけを支援していくということでは間に合わない。家族を含めた支援体制が必要である状況が多くなっています。

今まで高齢者専門で動いていた相談機関ですので、児童や教育、精神疾患関連は、知識が追いつかない部分があります。その中で重層的支援整備体制事業が動き始め、私たちが相談する場所が区の中にでき、令和7年度は研修会に参加し、あんしん相談センターの職員の標準化を進めております。

加えて、各あんしん相談センターの内部のほうで研修会等を開いて、職員の標準化も努めているところでございます。

新堀センター長：職員のスキルアップや業務の平準化に取り組んではいますが、時代や仕組みの変化が非常に速く、マニュアルだけでは追いつけないのが現状です。新しい情報に対応し終える頃にはまた変化があり、特に新人職員が一人で全ての知識や情報に対応するのは困難だと感じています。

そのため、現在は多職種連携で不足を補う仕組みへの移行を進めております。しかし、人的要素に頼ると、非常勤職員の増員が必要となるなど、いたちごっこ

の側面もあります。この現状で区民の皆様にご迷惑をおかけしていることは認識しており、他あんしん相談センターとも情報共有しながら、この課題をクリアできるように努めてまいります。

平岡委員長：諸留委員、どうぞ。

諸留委員：あんしん相談センターの業務を民間企業に委託している現状に、私は根本的な無理があると感じています。本来、困りごとの支援は行政が担うべき役割です。営利を追求する民間企業に、行政のように金儲けを考えずに、同じような対応を求めるのは難しいのではないのでしょうか。福祉業務の丸投げとも言えるこの委託のあり方自体に、私は疑問を抱いています。

瀬尾高齢福祉課長：あんしん相談センターは、社会福祉法人や医療法人社団、四つの法人に委託をお願いしており、区役所の職員は事務職が多いですが、センターには看護職や福祉職がいるため、専門職の方々がいることが大きな強みです。窓口での案内や相談、おむつ・車椅子などの手続きといった多くの業務を委託しています。

しかし、複雑で困難なケースや多分野にわたる問題については、高齢福祉課や福祉政策課を通じて、区が必ず関わって対応しており、センターに任せ切りにはしていません。この役割分担は、国の言う、この重層的支援体制整備事業ということで明確になってきたところではあります。

平岡委員長：片井委員、どうぞ。

片井委員：区民として、BCPについて、区や高齢者あんしんセンター、介護施設がどう対応するのか、現状では非常に分かりにくいと感じています。民間企業は震災時の対応拠点やサーバー復旧、担当者まで明確に定めているのが普通です。大学病院の看護師がどのエリアを支援するのか、区全体としてBCPをどう運用しているのか、具体的に知りたいです。

他区では高校生が民生委員と連携して避難支援の訓練をしているそうです。例えば、エーザイさんが緊急避難場所になっているような情報や、区報などで区民に周知していただけると大変ありがたいです。BCPの取り組みや、区民への情報伝達をぜひ強化していただきたいと考えています。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：おっしゃる通り、今回、資料第5号ではあんしん相談センターの活動は周知していますが、災害時に区がどう動き、区民がど

う行動するべきかというBCPはまだ十分に伝えきれていないのが現状だと認識しております。

区としては、在宅療養後方支援病院や各大学と災害協定は結んでいますが、これらがどうつながり、区民の皆様がどう行動すれば良いか、その全てを説明しきれていないことが課題です。

しかし、災害対策は極めて重要だと考えており、在宅医療を受ける方が増える中で在宅避難も含めたBCPの整理が必要です。訪問看護ステーションからの意見なども参考にしながら、今後しっかりと整理し、対応していきたいと考えております。

平岡委員長：では、議題（6）「高齢者あんしん相談センター駒込の運営法人の変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第6号の説明＞

＜意見・質問なし＞

平岡委員長：では議題（7）「車いすステーション事業の本格実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第7号の説明＞

平岡委員長：ご質問、ご意見あればお願いいたします。

瀧口委員：車いすステーションに協力しているカフェに伺った際、そこのオーナーさんから「このチラシだけでは利用する方が分かりにくいので、ポスターのようなものが欲しい」というお話がありました。店舗の入り口に貼るポスター等の作成は可能でしょうか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：今現在はチラシのみを配布し、若い方に利用いただくことも多いので、SNSでの発信等を行っています。しかし、これからもニーズ等を踏まえてより分かりやすい形で周知をしていきたいと考えていますので、いただきましたご意見を踏まえ、検討いたします。

平岡委員長：諸留委員、お願いいたします。

諸留委員：何年か前に区役所の人に提案したことがあるのですが、文京区のホームページに、各ステーションの場所、台数、空き状況を一覧で表示するシステムを作ってくれませんか。利用者がアクセスすれば、最寄りの空いているステーションをすぐに見つけられるようにすることで、現状の利用者の分かりにくさも解消できるはずです。

平岡委員長：片井委員、お願いします。

片井委員：車いすステーション一覧に記載のある、事業所の前を今日も通ってきました。でも、この事業を行っていることを全く知りません。区は現在の利用率を把握されているのでしょうか。税金を使っている以上、このままではもったいないので、利用率を上げるためにも情報発信など、何か対策を考えてほしいです。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：貸出し実績について、令和7年度は233件と需要があると感じています。委員のご指摘通り、周知がなければ利用に繋がりません。これまで貸し出し場所の拡大を進めてきましたが、今後は周知活動にも力を入れてまいります。

片井委員：傾斜地が多い文京区では、車いすを必要とする方は多くいると思います。せめてわかりやすいポスターやステッカーを貼っていただくだけでも周知になると思います。

平岡委員長：いろいろご提案が出ましたので、検討していただければと思います。

それでは、議題（8）「令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託事業者名簿への登録について」、事務局から説明をお願いいたします。

<鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第8号の説明>

平岡委員長：宮長委員、どうぞ。

宮長委員：営業時間が15時30分までという点には何か理由がありますか。かなり早く切り上げる営業時間と思ったので気になりました。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：内容、及び真偽について後ほど確認いたします。

※15時30分以降も電話等の対応を行っているが、窓口の営業は15時30分までとアサヒ堂介護相談室に確認したため、資料は修正なしとする。

平岡委員長：ではこれについては、承認とさせていただきます。

議題（９）「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第９号の説明＞

《意見・質問なし》

平岡委員長：ではこれについても、承認とさせていただきます。

３ その他

平岡委員長：では、事務局からお願いいたします。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：それでは、議題６で挙げた、あんしん相談センター駒込の運営法人に変更について、新旧センター長にご挨拶をいただければと思いますので、まず現センター長の新堀センター長から一言お願いします。

新堀センター長：社会福祉法人桜栄会の新堀です。本年３月３１日をもって、桜栄会として委託を終了させていただくことになりました。

もともと平成13年、特別養護老人ホーム千駄木の郷と千駄木高齢者在宅サービスセンター及び、当時は在宅介護支援センターということで受託しておりましたが、平成18年から駒込地域包括支援センター、その後、区民の皆様から募集しました、愛称である、高齢者あんしん相談センターという名前で活動してまいりました。長きにわたりましてご支援、ご協力いただきましたことを、また千駄木の郷全体としまして、ご協力いただきましたことを、責任者に代わりまして御礼申し上げます。また、引き続き活動できなくなりましたことにつきましては心よりおわび申し上げます。

ただ区民サービスや福祉サービス、介護サービスの普及として活動としては続いていくものでございますので、ぜひ引き続きご支援、ご協力をいただけましたら幸いに思います。どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：それでは、奉優会より新センター長の廣川センター長、よろしくをお願いいたします。

廣川新センター長：４月から高齢者あんしん相談センター駒込のセンター長を担

当する廣川と申します。

私自身まだ文京区の知識は十分ではありませんが、新堀センター長が地域に根ざした支援をされてきたことを引き継ぎで実感しています。地域の皆様や関係機関の方々にご心配もおかけしているかと思いますが、しっかりと引き継ぎを行い、皆様が安心して高齢者あんしん相談センターにご相談・連携できるよう、全力で尽力してまいります。今後とも当センターへのご協力をお願いいたします。

平岡委員長：岩波委員、お願いします。

岩波委員：昨年実施しましたRUN伴2025の報告書ができましたので、お渡しさせていただきます。年々多くの団体に参加いただきました。これもひとえに皆様のおかげだと思っております。この場を借りてお礼申し上げます。どうもありがとうございました

平岡委員長：それでは、事務局からお願いいたします。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：今回、任期2年間の最後の委員会ということになりますので、一言簡単にご挨拶をさせていただきます。

2年間、委員会の皆様、本当にありがとうございました。本委員会が地域包括ケア推進だけでなく、多くの協議体を兼ねている非常に重要な場であることを実感しました。短い議論時間ではありましたが、皆さんと共に地域包括ケアを「深化」させていくことの重要性を感じています。令和8年度の計画策定に向け、単なる地域包括ケアシステムとしてではなく、深化にも取り組んでいきたいと考えております。本当にありがとうございました。

平岡委員長：文京区の福祉行政は、複数の委員会が設置されている中で、それらがうまく連携し、役割分担できている点が特徴だと感じています。また、区内の団体や区民代表の皆様が様々な委員会で経験を積まれ、活発な活動に繋がっていることも特徴です。委員会の運営では、私の至らない点もあったかと思いますが、皆様から活発なご意見をいただき、それらが区の行政に積極的に反映されていると感じております。2年間、大変お世話になり、誠にありがとうございました。以上をもちまして、議事を終了とさせていただきます。

4 閉会

鈴木地域包括ケア推進担当課長：来年度以降について改めてご連絡しますが、次の委員会は5月中に開催の予定です。